

総合評価方式(建設工事)における 事業継続計画(BCP)策定の評価導入について 【令和5年6月より適用】

令和5年1月17日

災害に対する建設業の役割として、地域住民の生命と財産を守ることはもとより、災害が発生した場合には、いち早く現場に駆けつけ、迅速に応急復旧を行うことやライフライン等の復旧を通じて、住民生活を取り戻す働きが求められています。

こうした社会的使命を果たすためには、災害時に建設企業自らが継続して事業活動ができる体制を整えておく必要があります、そのために災害時の事業継続計画を企業自らが策定することは、自社の被害を最小限に抑えることだけでなく、地域社会から求められる応急復旧や二次災害の防止などの活動を迅速に行うために重要となります。

このため、三重県では評価基準に適合した建設企業の事業継続計画の登録及び当該建設企業の公表により、建設企業における事業継続計画の策定を促進し、もって三重県の災害応急対策の円滑な実施と地域防災力の向上を目的とした、「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設BCP登録制度）」が令和4年10月に施行されています。

四日市港管理組合では災害対応への体制強化を促進するために、BCPを策定した建設企業を総合評価方式において評価することを予定しています。

1 対象とする建設企業

当面は、土木一式工事Aランク企業を対象とします。

2 総合評価方式の評価方法

三重県建設BCPの「登録確認証の写し」を提出することで総合評価方式の評価対象とします。

・評価対象

発注工種：土木一式工事

予定価格：7千万円以上3億円未満

・総合評価方式の評価点

評価項目の「企業の能力等」>「企業の技術力等」で2点加点とする。

大項目		中項目	小項目	配点	評価内容
企業の能力等	企業の技術力等	災害時の事業継続力	事業継続計画(BCP)策定の有無	2	当該工事の入札に参加する者が、三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設BCP登録制度）」により、事業継続計画の登録確認証が交付されている場合に評価します。

3 適用日

令和5年6月1日以降に公告を行う案件から適用を予定しています。

※三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設BCP登録制度）」の詳細については、三重県HP「建設業のための広場」に掲載のお知らせをご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/m0158300130.htm>

【総合評価方式に関する問合せ先】

四日市港管理組合 経営企画部 建設課

TEL：059-366-7029